ベトナムの天象言説から見る中国的華夷構造の残滓

―『大越史記本紀続編・神宗真宗玄宗紀（1619～1671）』をめぐって―

劉　明　鍇

Exploring Remnants of Sinocentrism in Ancient China from the Perspective of Theories of Astronomical Phenomena in Vietnam: Focusing on the *Complete Annals of Đại Việt*

LIU Mingkai

Abstract

China has a long history of recording astronomical phenomena, with concomitant political connotations. The ruling class always took advantage of astronomical theories to declare the rationality and legitimacy of their domination. Influenced by China, Vietnam also used astronomical theories to emphasize the independence and legitimacy of their governance. However, there was some disharmony. Vietnam could not eliminate the impact of Sinocentrism. This article is based on the *Complete Annals of Đại Việt*（大越史記全書）and discusses the meaning and heuristics of the *Hua-Yi*（Sino-barbarian）ideology behind the astronomical theories.

Keywords：天象言説、ベトナム、華夷意識、華夷構造、大越史記全書

はじめに

天象、即ち天文や星象は中国歴史の重要な一環として、正史の中でも随所に見られ、専門的な章節まで作られた。『史記』には「天官書」があり、『漢書』『続漢書』も「天文志」がある。二十四史の中では合わせて十五史が「天文志」を有する[1)]。天象と古代人々の生活が大きな関係があり、古くから重視されている：

> 三代以上、人人皆知天文。「七月流火」、農夫之辞也。「三星在天」、婦人之語也。「月離於畢」、戍卒之作也。「龍尾伏晨」、兒童之謡也[2)]。

天象から農耕の時期、寒暑季節の変化など、様々な情報が得られる。しかし天象が注目される理由はただ人間生活や自然科学の原因だけではなく、特に中国において、天象はまた様々な政治的な意味を含み（人間の吉凶禍福を示す）、その政治意義こそ歴代帝王などが重視する理由である。趙翼『廿二史札記』巻二「漢重日食」では

> 漢文帝詔曰：「人主不徳、則天示之災。今日食適見於天、災孰大焉。」宣帝詔曰：「皇天見異、以戒朕躬。」光武詔曰：「吾徳薄致災、譴見日月、戦慄恐懼、夫何言哉。今方念愆、庶消厥咎。其令百官、各上封事。上書者、不得言聖。」明帝詔曰：「朕奉承祖業、無有善政。日月薄蝕、彗孛見天。雖夙夜勤思、而知能不逮。今之動変、倘有可救、其言事者、靡有所諱。」又詔曰：「朕以無徳、下貽人怨、上動三光、日食之変、其災尤大。春秋図讖、所謂至譴。永思厥咎、在予一人。」章帝詔曰：「朕之不徳、上累三光、震慄切切、痛心疾首。前代聖君、博思咨諏、有開匱反風之応。今予小子、徒慘慘而已。」以上諸詔、皆有道之君、太平之世、尚遇災而懼如此。他如西漢成帝建始三年、河平元年、永始二年之詔；哀帝元壽元年之詔、東漢和帝永元六年之詔、雖庸主亦以災異為憂。甚至明帝永平十三年日食、三公亦皆免冠自劾[3)]。

とあり、古代帝王や官僚達が天象に対して如何に慎重な姿勢を取っているのかが分かるであろう。

1）『史記』「天官書」、『漢書』「天文志」、『後漢書』「天文志」、『晋書』「天文志」、『宋書』「天文志」、『南齊書』「天文志」、『魏書』「天象志」、『隋書』「天文志」、『舊唐書』「天文志」、『新唐書』「天文志」、『旧五代史』「天文志」、『新五代史』「司天考」、『宋史』「天文志」、『金史』「天文志」、『明史』「天文志」。

2）顧炎武著、黄汝成集釈『日知録集釈』巻30「天文」（上海古籍出版社、2006年）、1673頁。

3）趙翼『廿二史札記校証』巻２「漢重日食」（王樹民校証、中華書局、1984年）、41頁。

凡天文在図籍昭昭可知者、経星常宿中外官凡百一十八名、積数七百八十三星、皆有州国官宮物類之象[4]。

以星土辯九州之地、所封封域皆有分星、以視吉凶[5]。

とあるように、天に見える星が全て地に存在する「州国官宮物類」と対応し、政治的な意味を有する。人間の各地域分野にも各自を代表する星が存在する。日月星辰、風雨雷電、天の秩序が人間秩序の表す、天象が人事に対応する。この様な観念が先秦に現れ、漢代に至ると更に星占いの知識と合流し、天人感応や陰陽五行の枠組みに統合され、一つの理論的な学説になった[6]。

天象が人事に対応し、とくに唯一無二の帝王に対応する。逆に天象に対応する人が正統の帝王の証であるといえよ。その故に、天下一統時の中国帝王は勿論、分裂時期の各政権の皇帝は正統性を表すように懸命に自分と天象の関連性をつくる。例えば南北朝時代では、南朝においては、南朝帝王こそが帝王に関する星象に対応し、北朝帝王は「胡」として「昴星」に対応する。けれども北朝において、北朝帝王こそが正統の帝王であり、「昴星」の変動は当然北朝に対応するではなく、北朝の北の「柔然」、或いは「五胡」に対応する[7]。

この様な天象言説はあくまでも中国の理論に過ぎないが、東アジア諸国の交流に伴い、その学説も他国に伝播されて、他国の史書で使われていた。ベトナム正史『大越史記全書』（以下、略して『全書』）は陳朝の黎文休から後黎朝の黎僖まで425年をかけて[8]、様々な人の手によって編纂された編年体史書だが、北属時期を除き（或いは「明人還国」以降）、その中の天象の記録が一貫してよく見られる。また、その天象全てに対応する人事が存し、ベトナムにおいて、ベトナム皇帝が勿論帝王に関する天象の対応者であり、実際に『全書』を見ると、殆どその対応関係が明確で簡単に見つけられる。しかしながら、前述のように、中国で形成した天象言説は勿論元々中国の人事に対応し、特に天下一統時期の帝王に関する天象言説は言うまでもなく正統性を持つ中国皇帝を指す。その理論からすると、『大越史記全書』の中の天象言説は勿論中国皇帝を指すはずである。しかし明らかに『全書』は中国の史書ではなく、ベトナムの歴史であり、その天象もベトナム皇帝に対応するようになっている。中国の皇帝はここに天象と対応しないはずである。中華の理論を継承して使って、その中中華を除いて、「北朝」である中国と対等して頡頏する「南国（南朝）」としての越南独自の存在を彰顕する。これもベトナムの「南国意識」、或いは「華夷意識」の表れであろう。

4）班固『漢書』巻26「天文志」（中華書局、1962年）、1273頁。
5）同上、1542頁。
6）胡鴻『能夏則大与漸慕華夏──政治體視角下的華夏与華夏化』（北京師範大学出版社、2017年）、89頁。
7）同上、110頁。
8）呉士連等『大越史記全書』（孫暁編、標点校勘本、西南師範大学出版社、2015年）、２頁。

東アジア各国各自の華夷意識（またはその上で成り立った華夷秩序）について、既に多くの学者が論じた。しかし「天象」という視点からベトナムを考察する論著は、まだ見られないだろう。本稿は「天象言説」の視点から、ベトナムの「華夷意識」を再検討する。また、『全書』を全部考察する時間がないので、ここでは「本紀続編」十八、十九巻「神宗真宗玄宗」の部分、即ち1619-1671間の内容を考察したい。この時期は丁度ベトナムの南北朝時代がおわり、鄭阮紛争が高まった時期でもあり、中国においても明清鼎革の大変動期にあたる。要するに、当時の局勢は大変複雑である。故にこの間『全書』の天象はどのように記録されているか、どうやって当時の人事に対応するのか、研究する価値は非常に高いであろう。

一、先行研究

中国の天文学に関する研究、自然科学面の研究が多い。しかし本稿では主に古代天象言説の政治意味をめぐって考察するので、純粋な科学面の研究は略して先行研究を纏めていく。陳遵嬀『中国天文学史』は科学面で中国古代天文を詳細に論じた[9]。飯島忠夫『支那古代史と天文学』『天文暦法と陰陽五行説』[10] 両書は姉妹編であり、両書は相互補足して主に中国古代天文学の理論背景である占星術や陰陽五行説を検討し、古代中国の天文思想を論究した。川原秀城『中国の科学思想：両漢天学考』は天文暦学の思想的分析により、中国人の科学的思惟の原型である、自然現象と社会現象を統一的に捉えようとする思考構造を明らかにした[11]。劉寧の博士論文「讖緯天学研究」[12] は讖緯天文学の発展及びその思想内容を全面的に研究した。趙貞の博士論文「唐五代星占与帝王政治」及び論文「中古〈天文〉政治意義略説」[13] は特に隋唐五代における天文と政治相互に与えた影響や関連性を研究した。また、天文から華夷秩序を研究する論文について、胡鴻「星空中的華夷秩序──両漢至南北朝時期有関華夷的星占言説」は非常に素晴らしい論文である。論文では史料を細かく弁別分析し、遊牧政権は星占言説の受け身から主動の言説者になるという過程を論述し、夷狄である胡の華夏化を天象の角度から説明した。本稿もそれを参考にした。また胡鴻氏の論文は博士論文の一部として、『能夏則大与漸慕華夏──政治體視角下的華夏与華夏化』に含まれている[14]。

9）陳遵嬀『中国天文学史』（上海人民出版社、2006年）。

10）飯島忠夫『支那古代史と天文学』（恒星社、1939年）；飯島忠夫『天文暦法と陰陽五行説』（恒星社、1939年）。

11）川原秀城『中国の科学思想：両漢天学考』（創文社、1996年）。

12）劉寧「讖緯天学研究」、山東大学、博士論文、2015年。

13）趙貞「中古〈天文〉政治意義略説」、『中国中古史研究』（第９期、蘭台出版社、2009年）；趙貞「唐五代星占与帝王政治」、首都師範大学、博士論文、2004年。

14）胡鴻「星空中的華夷秩序──両漢至南北朝時期有関華夷的星占言説」、『文史』（2014年、第１輯）、52-71頁。胡鴻『能夏則大与漸慕華夏──政治體視角下的華夏与華夏化』（北京師範大学出版社、2017年）。

次に中国と越南の華夷意識（華夷秩序）に関する研究について先行研究を纏める。檀上寛をはじめ、多くの学者が中国の華夷意識及び東アジア各国各自の華夷意識（及び各国型の華夷秩序）を語った。しかしその論述は主に中国の華夷秩序を詳しく説明したが、周辺諸国、特にベトナムの華夷意識や華夷秩序について、そこまで語りつくしてはいない。専らベトナムの華夷意識などを議論する研究成果としては、桃木至朗「10～15世紀ベトナム国家の〈南〉と〈西〉」はベトナム内部の南北対立意識や西側の周辺諸国に対する意識から論じて、ベトナムの華夷秩序やベトナム型の華夷秩序を明白で説明した。なお、同氏の『中世大越国家の成立と変容』も李朝、陳朝におけるベトナムの歴史意識や世界像の変容についても言及した[15]。吉田元夫『ベトナムの世界史』はベトナムの南国意識及び小中華国家としての限界など、中華世界から東南アジア国家へと、自らの位置づけを大きく変換させたベトナム近現代史の展開をまとめた[16]。また、ベトナムの華夷意識は当時の国家意識を表しており、国家意識から論じた論文について、陳文源「13～15世紀安南的国家意識与文化取向」[17] がある。

最後に、本文で使う史料、『全書』に関する整理や研究、及び本文で使用する版本を少し説明する。『全書』は黎朝正和十八年（1697）に刊行され、全部二十四巻で、所謂「内閣官本」「正和版」であり、『全書』の最も古いテキストである。また西山朝景盛庚申年（1800）の刊本もある。1828年阮朝国子監も復刻したが、避諱字が多いと言われる。日本明治十八年（1885）引田利章が「正和本」「国子監本」を参考した上で校訂鉛活字本を刊行した。陳荊和が当時の諸版本を探し、1984年東洋学文献センターにて『全書』校合本を刊行した。また2015年陳荊和校合本を参考した上で『全書』標点校勘本が中国西南師範大学出版社で刊行した。様々な整理本が出たが、前述の諸版本が依然として誤字や句読点の様な、校勘のミスまたは元々刊本で存在した欠点がある。故に使う時には充分な注意を払う必要がある。近代以来、『全書』に関する研究は主に『全書』の内容と版本をめぐって展開してきた。また、他の文献と合わせてベトナムの歴史及び中越関係を研究することが多い[18]。本稿では『全書』をめぐって、天象言説の角度からベトナムの華夷意識を検討する。

二、中国史書天象言説中のベトナム

ベトナムの華夷意識はそもそも中国を意識した上で成立した意識であり、中国という相手がないとその意識も当然存在しない。また『全書』の天象言説の理論も中国の理論及び諸正史の

15）桃木至朗「10～15世紀ベトナム国家の〈南〉と〈西〉」、『東洋史研究』（51巻３号、1992年）、464-497頁。同氏『中世大越国家の成立と変容』（大阪大学出版会、2011年）。

16）濱下武志、平勢隆郎編『中国の歴史―東アジアの周縁から考える』（有斐閣アルマ、2015年）、193頁。

17）陳文源「13～15世紀安南的国家意識与文化取向」、『世界历史』（2014年、第６期）。

18）呉士連等『大越史記全書』（孫暁編、標点校勘本、西南師範大学出版社、2015年）、６頁。

史学思想を継承したものであり、故に『全書』中の天象言説からベトナムの華夷意識を見る前に、中国史書の天象言説及びその中のベトナムの位置をまず論じなければならない。

前にも述べたように、天象言説の理論によると、全ての天象が人間に相応する人事が存在する。人間では、中国及び中国周辺の四夷が存在しており、中国は天象の秩序に含まれていて、それと同じく、四夷も天象秩序の中に不可欠な存在として含まれている：

> 及秦并吞三晋、燕、代、自河山以南者中国。中国於四海内則在東南、為陽；陽則日、歳星、熒惑、填星；占於街南、畢主之。其西北則胡、貉、月氏諸衣旃裘引弓之民、為陰；陰則月、太白、辰星；占於街北、昴主之……是以秦晋好用兵、復占太白、太白主中国；而胡、貉数侵掠、獨占辰星、辰星出入躁疾、常主夷狄：其大経也[19]。

とあるように、古代中国において、四夷の中、主に北方の遊牧民族が常に南下して中国と戦うので、胡に関する天象も多いのは言うまでもないだろう。司馬遷がここに言うように、「昴主之」、即ち「昴星」が北胡を一番代表する星であり、「昴星」が何か動きをする時、その天象も胡に相応する天象であり、胡の変動を表している。故に「昴星」は「胡星」ともいう：「昴曰旄頭、胡星也[20]。」「胡星」に関する記録も大量残されている[21]。

にも関わらず、四夷といい、北胡以外の三者に相応する天象もきちんと有する

> 誅夷狄者数十年、而伐胡尤甚。越之亡、熒惑守斗；朝鮮之拔、星茀於河戍；兵征大宛、星茀招揺：此其犖犖大者。若至委曲小変、不可勝道。由是観之、未有不先形見而応隨之者也[22]。

とある。北胡以外の南越、朝鮮、大宛で、大きな事件が起った時、其々に相応する天象が発生した。西や東に関連する天象は別において、以下、前述の様な「天文志」のある正史について、「交州（交趾）」「南越」（ベトナム）に関する天象を探してみる。

まず、天象が記録されて、その相応する事件も明白に書かれている史料について、『漢書』の「天文志」では

> 元鼎中、熒惑守南斗。占曰：「熒惑所守、為乱賊喪兵；守之久、其国絶祀。南斗、越分也。」

19）司馬遷『史記』巻27「天官書」（中華書局、1959年）、1347頁。
20）司馬遷『史記』巻27「天官書」（中華書局、1959年）、1305頁。
21）昴星に関する具体的な研究は前述の胡鴻氏の論文に含まれる。
22）司馬遷『史記』巻27「天官書」（中華書局、1959年）、1349頁。

其後越相呂嘉殺其王及太后、漢兵誅之、滅其国[23]。

とある。『隋書』の「天文志」の「五代災変応」条では

（梁武帝天監）二年五月丙辰、月犯心。占曰：「有乱臣、不出三年、有亡国」。其四年、交州刺史李凱挙兵反。

大同三年三月乙丑、歳星掩建星。占曰：「有反臣」。其年、会稽山賊起。其七年、交州刺史李賁挙兵反。

五年十月辛醜、彗出南門、長一尺餘、東南指、漸長一丈餘。十一月乙卯、至婁滅。占曰：「天下有謀王者」……其九年、李賁僭稱皇帝於交州。

と、以上の様な史料が見られる。この時期ベトナムは殆ど北属期であり、中国の一部として天象に相応する。「有乱臣、不出三年、有亡国」「有反臣」「天下有謀王者」、全部国の内政として見られて、特に「交州」を指すわけではない。独立な政権が成立しても、事件が起った時、「熒惑守南斗」の天象に相応し、地上の秩序は依然として天の秩序に含まれている。とは言え、この時期の「南越」であろうと、「交州」であろうと、其れとベトナムという概念完全にイコールすることはできないだろう。なお、南越国以外「熒惑守南斗」が起れば、殆ど「呉越」または「呉楚」の地を指している。「呉、楚之疆、候在熒惑、占於鳥衡。（正義曰：熒惑、鳥衡、皆南方之星、故呉、楚之占候也。鳥衡、柳星也[24]」例えば『晋書』の「天文志」で随所に見られるように、殆ど「呉国」を指す。「牽牛六星……次三星主南越」という一句には「南越」も見られるが、「牽牛主呉越」から見ると、やはり「呉越」の地を指している。つまり天象に相応する地域分野を記録する時、「呉、越（楚）」は常に一緒に使われるが、其れはあくまでも現代の浙江福建など南方地域を指す事で、ベトナムの「越（南越）」ではない。

また、前述のように「昴曰旄頭、胡星也。」「昴星」は明確に「胡」を代表する。「ベトナム」或いは「交州」「南越」を代表する星をはっきり言明するのは随分後の記録である。『宋史』巻五十二志第五「天文五」

熒惑為南方、為夏、為火。於人五常、礼也；五事、視也……二歳一周天。出、則有兵；入、則兵散。逆行一舎二舎、為不祥、所舎国為乱、賊、疾、喪、饑、兵。或環繞勾巳、芒角、動揺、変色、乍前乍後、為殃愈甚。退行一舎、天下有火災；五舎、大臣叛。『星経』曰：

23）班固『漢書』巻26「天文志」（中華書局、1962年）、1306頁。
24）司馬遷『史記』巻27「天官書」（中華書局、1959年）、1346頁。

「**主霍山、揚、荊、交州**、又主輿鬼、柳、七星。」

とある。また『続漢書』の「天文志」冒頭で劉昭注には書いた

星経曰：「歳星主泰山、徐州、青州、兗州。熒惑主霍山、楊州、荊州、交州。」

とある。ここで『星経』を引用し、「熒惑為南方、主霍山、揚、荊、交州」と断言した。ここの『星経』は決して戦国時代に書かれた『甘石星経』ではなるまい。「交州」は東漢末に設立した行政地域なので、この『星経』は少なくとも三国以降のものである。実際この一段落の様な言い方は前代の正史にもあるが、少し違う所がある。例えば『隋書』の中では

熒惑曰南方夏火。礼也、視也。礼虧視失、逆夏令、傷火気、罰見熒惑。熒惑法使行無常、出則有兵、入則兵散。以捨命国、為乱、為賊、為疾、為喪、為饑、為兵、居国受殃。環繞勾已、芒角動揺変色、乍前乍後、乍左乍右、其殃愈甚。其南丈夫、北女子喪。周旋止息、乃為死喪、寇乱其野、亡地。其失行而速、兵聚其下、順之戦勝。又曰、熒惑主大鴻臚、主死喪、主司空、又為司馬、**主楚、呉、越以南**、又司天下群臣之過、司驕奢亡乱妖孽、主歳成敗……

とあり、『晋書』では

熒惑曰南方夏火、礼也、視也……又為司馬、**主楚呉越以南**……

とあり、『漢書』では

熒惑曰南方、夏、火、礼也、視也。礼虧視失、逆夏令、傷火気、罰見熒惑。逆行一舎二舎為不祥、居之三月国有殃、五月受兵、七月国半亡地、九月地大半亡。因輿倶出入、国絶祀。熒惑為乱為賊、為疾為喪、為饑為兵、所居之宿国受殃。殃還至者、雖大當小；居之久殃乃至者、當小反大。已去複還居之、若居之而角者、若動者、繞環之、及乍前乍後、乍左乍右、殃愈甚。一曰、熒惑出則有大兵、入則兵散。周還止息、乃為其死喪。寇乱在其野者亡地、以戦不勝。東行疾則兵聚於東方、西行疾則兵聚於西方；其南為丈夫喪、北為女子喪。熒惑、天子理也。故曰雖有明天子、必視熒惑所在。

とある。『史記』だと

察剛気以處熒惑。曰南方火、主夏、日丙、丁。礼失、罰出熒惑、熒惑失行是也。出則有兵、入則兵散。以其捨命国。熒惑為勃乱、殘賊、疾、喪、饑、兵。反道二舎以上、居之、三月有殃、五月受兵、七月半亡地、九月太半亡地。因與俱出入、国絶祀。居之、殃還至、雖大當小；久而至、當小反大。其南為丈夫、北為女子喪。若角動繞環之、及乍前乍後、左右、殃益大。與他星斗、光相逮、為害；不相逮、不害。五星皆從而聚於一舎、其下国可以礼致天下。

とある。各史「熒惑」の意味を解説する段落を纏めると、はっきり見えるのは各史書の「熒惑曰南方夏火、礼也、視也……」という一句である。蓋し後の史書は『史記』の段落を模倣して書いたものであろう。ところで、他の「天文志」と違って、『史記』『漢書』の段落の中で「主楚呉越以南」という様な一句が見当たらない。同書「天官書（天文志）」別の段落なら「呉、楚之疆、候熒惑、占鳥衡」という一句が見られる。恐らく『晋書』『隋書』の編纂者がその一句を書き換えて「熒惑曰南方夏火」の段落に移入したのであろう。けれども、「熒惑」は依然として「主楚呉越以南」の地域を指すことである。そして最後には『続漢書』の劉昭注や『宋史』に至って、「主楚呉越以南」から「主霍山、揚、荊、交州」と、はっきり「交州」を指すことになった。

『史記』『漢書』は両漢時代にかかれ、『晋書』『隋書』は唐代初期に書かれた。『続漢書』の劉昭注は南朝梁、『宋史』は元代。ではなぜ南朝梁で既に明言されたことが唐代に編纂された『晋書』『隋書』に書かれていないか。これを説明することは可能である。史書が編纂される時必ず基づく基礎史料がある。『晋書』は晋に関する史料を探し、『隋書』は隋に関する史料を探す。劉昭注は南朝梁前後に書かれたものであり、しかも『続漢書』の注釈なので、当時の編纂者達が参考しないのも当然と考えられる。そして劉昭注『続漢書』はそれ程重視されてなく、宋初に李賢注『後漢書』の紀伝と合併し、現在我々が見る『後漢書』が成立した。だから宋代他の典籍にも「主霍山、揚、荊、交州」一句が散見される。ではなぜ急に南朝梁の劉昭注は「交州」を指す天象をはっきり明言したのか。『隋書』『天文志』に「宋元嘉十九年壬午、使使往交州測影。[25]」とあり、また『新唐書』の『天文志』（旧唐書も同じ記事がある）には

宋元嘉中、南征林邑、五月立表望之、日在表北、交州影在表南三寸、林邑九寸一分……開元十二年、測交州、夏至、在表南三寸三分、與元嘉所測略同[26]。

とある。天象が人事に相応し、各地域の分野にも相応する星がある。しかし地域の経緯など重要な地理情報がわからないと、何処の星に相応するのもわからない。「南越」、或いは「交州」は長く中国の一部として属するが、地域が辺縁にあり、交通や反乱や環境など様々な原因によ

25）魏征『隋書』巻19「天文上」（中華書局、1973年）、525頁。
26）欧陽脩『新唐書』巻31「天文一」（中華書局、1975年）、812頁。

って、一般人も行くことは稀で、知識を持つ地理専門家はまず行かないだろう。だから今まで「ベトナム地域」に相応する天象はいつも曖昧で明確に書かれていない。南朝宋や唐代になると、遂に国家から専門家を派遣し、地理方位などを測った。故に南朝梁の劉昭が注釈する時ようやく明言出来た。そして唐代も測定作業が行われ、劉昭注も宋代に広がって、宋代の典籍も『続漢書』の「主霍山、揚、荊、交州」を引用し、『宋史』も則って記録した。

しかし問題は依然として存在する。「主霍山、揚、荊、交州」は相当広い地域であり、交州だけを指すことではない。また、中国にとって、一番問題視になるのがやはり遊牧民族であり、ベトナムはこの時期長く中国の一部であり、さほど重視されていない。ベトナムは南朝梁前後から遂に天象秩序の中に含まれ、宋代になってからその説も知識人に知られ、けれども宋（五代）になると、呉朝をはじめ、ベトナム独自な政権が成立し、ベトナムも独立したと考えられる。

最後、『明史』の「天文志」は天象のみ、人事が記録されていない。『明実録』は時間順で天象と事件を記録したが、明らかな対応関係も見つからず、明代の天象における明確なベトナム記録をさがすのは恐らく無理だろう。

本章節をまとめると、確かに四夷も天象に含まれているが、「胡」が一番重視されている。その天象言説も明確で「昴曰旄頭、胡星也」はっきり明言した。其れも遊牧民族が強い軍事力を持ち、北方からの威迫が強く、中国王朝はいつも重視しないといけないのが原因だろう。それと逆に、他の三者はさほどの実力を持たなく、中国王朝を左右する力がない。そしてベトナムは長く中国の一部として存在して、関する天象が散見されるが、多くの場合は曖昧な天象言説で、「昴星」の様な代表する天象がない。南朝梁前後ようやく明言した天象記録が出たが、相変わらず重視されず、そのまま北属期を経て、独立した政権として存在する。その後に正史中ベトナムに関する天象言説ほぼなく、独立したベトナムは中国の天象言説から無視されるようになった。正に顔之推が言った通り

> 昴為旄頭、匈奴之次；西胡、東越、彫題、交阯、独棄之乎[27]？

なのである。北胡以外の四裔、周辺諸民族への関心が低い。単に天象言説から見ると、ほぼ無関心とも言えよう[28]。天象言説理論の限界もここに見られる。

27）顔之推著、王立器集解『顔氏家訓集解』巻５（上海古籍出版社、1980年）、344頁。

28）曾藍莹「星占、分野与疆界：従〈五星出東方利中国〉談起」、甘懐真編『東亜歴史上的天下与中国概念』（台湾大学出版中心、2007年）、198頁。

三、ベトナムの天象言説：『全書』「神宗真宗玄宗本紀」をめぐって

本節は視点を一変し、ベトナムの角度から「天象言説」を考察する。さて、『全書』「神宗真宗玄宗本紀」の部分において、ベトナムはどうやって天象言説を用いて、ベトナム皇帝の正統性を主張するだろう。

以下では、表を作り、天象と天象の解釈とそれに対応する（又は対応すると考える）事件を時間順で列記する。対応関係が明らかに見つからない場合はそのまま空白としている。

天象	解釈	事件
辛酉三年明熹宗天啓元年（1621）秋八月、東方有白虹見、長半天。		天啟元年秋八月白虹見長竟天畢節地震清·鄂爾泰貴州通志
庚午德隆二年、明崇禎三年夏五月……天作淫雨、日夜不止。	不敬鬼神、政令逆時、則水失其性。霧水暴出、百川逆溢、坏鄉邑、溺人民、及淫雨傷稼穡、是為水不潤下[29]。	庚午德隆二年、明崇禎三年夏五月帝納王女鄭氏玉……強娶之。是日以後、天作淫雨、日夜不止。
庚午德隆二年、明崇禎三年冬十月、十七日、壬戌、月有食之。	「日月食盡、主位也；不盡、臣位也。」『星傳』曰：「日者德也、月者刑也、故曰日食修德、月食修刑[30]。」	差官閱選。時欽差武將等多恃親勛、不遵詔令、濫受民財、公行賄賂、汰老免另、顛倒不公、屢被詰責……
辛未三年明崇禎四年、三月……見日暈有赤虹纏抱、又有白虹貫于其中……		
夏四月、十六日乙未、月食。適風雨晦暝不見。		
五月、赤虹経天、一刻始散。		
冬十月朔、日有食之。		以本命年日同値、止齋戒而不救。
望、月有食之。		
壬申四年明崇禎五年、春正月二十一日巳時、有雙虹、赤白、彎入日中、一刻始散。		
三月十六日、酉時、月食。		
秋九月望、卯時、日食。		
甲戌六年明崇禎七年。春、二月望、月食。三月朔、日食。		
丁丑陽和三年明崇禎十年、春正月朔、日有食之。		
十二月晦、日食。		
甲申福泰二年明崇禎十七年、夏四月**太白経天**。		

29）班固『漢書』巻27「五行志上」（中華書局、1962年）、1342頁。

30）班固『漢書』巻26「天文志」（中華書局、1962年）、1291頁。

乙酉三年明隆武元年、清順治二年夏四月十九日、熒惑入鬼宿、犯積屍。	熒惑犯鬼積屍……占曰：「大臣誅、兵大起、斧質用、有大喪[31]。」	五月日、太保扶郡公鄭櫟、太傅華郡公鄭栲恨不得志、乃稱兵作乱……初二日、擒獲逆櫟正身、其逆栲……追及於祝山、俘獲獻納、竝寘諸国法。
辛卯三年明永曆五年清順治八年、春、彗星見東方。	彗星見東方……兵喪之象[32]	
癸巳五年（明永曆七年清順治十年）春二月、彗星見東方。	兵喪之象	
甲辰二年明永曆十八年、清康熙三年（1664）……十一月、戊子朔、日有食之。己丑、彗出東南翼軫分、尾指張宿、長五丈。		帝與王交修徹省、避宮殿、減膳徹楽、召文武臣僚商議時政得失。即撤去非額水陸巡司凡十三處。人心悦喜、自是彗漸消散矣。時諸犯人已経論罪、逃遁者多、令旨許各自首……
丙午四年明永曆二十年清康熙五年、五月甲午望、月有食之。	執法不得其中、則月食。	令旨該勘各衙門所勘諸頌、或當受而不受、及訟人越告者、論罰有差。
六月、庚戌朔、日有食之。		大赦天下季税十分之一、民心大悦。
秋八月九日、有星隕如雨。	星隕如雨、為王者失勢、諸侯起伯之异也……星隕、陰失其位、災害之象萌也。星隕如雨、人民叛、下有專討。大人憂[33]。	
丁未五年明永曆二十一年清康熙六年、冬十月、丙戌望、月有食之。		
戊申六年清康熙七年、春正月己丑、有天棓星出西方、長半丈、形如彗星。	天棓星、微細則吉；変明則凶、有憂。天棓主忿争、刑罰、藏兵、御難、備非常也[34]。	莫氏と戦争。「二月、王大捷凱旋。」
九月甲辰日上一抱一背現于允方亢宿度。	曰一抱一背、為破走。抱者、順気也。背者、逆気也。兩軍相當、順抱撃逆者勝[35]。	
乙酉七年、清康熙八年、夏四月、日食既。	『春秋緯』曰：「日食既、君行無常、公輔不修徳、夷狄強侵、萬事錯[36]。」	
庚戌八年清康熙九年春三月、火星入南斗。月入南斗、色赤。金星入太微。		
辛亥九年清康熙十年八月乙酉朔、日有食之。		

以上、全ての天象言説に対応する事件があるわけではないが、できるだけこの図表を整えた。そこで、天象と事件の対応関係からいつか注意すべきところがある。

まず、中国において、日食や月食や彗星等の天象が現れる場合、帝王が其れに応じて反応する。例えば帝王が「修徳」活動をする。具体的な挙動については天下の大赦を行ったり、罪人

31）馬端臨『文献通考』巻288「象緯考十一」（中華書局、2011年）、7869頁。
32）房玄齢『晋書』巻13「天文志」（中華書局、1974年）、392頁。
33）馬端臨『文献通考』巻291「象緯考十四」流星星隕條（中華書局、2011年）、7940頁。
34）馬端臨『文献通考』巻292「象緯考十五」流星星隕條（中華書局、2011年）、7960頁。
35）房玄齢『晋書』巻12「天文中」（中華書局、1974年）、331頁。
36）馬端臨『文献通考』巻282「象緯考五」日食條（中華書局、2011年）、7727頁。

や刑罰を改めて断定したり、官僚の行為を厳しく制限したり、「降物、素服、不挙盛撰。辟移時、辟正寝過日食時[37]」などをしたりする[38]。日月星によって行動が多少異なるが、基本的には「修徳」で包括できる。いずれにせよ、この様な活動が「救護」と言われる。

先秦時代では既に簡単な救護活動が存在する。昭公十七年『左伝』では「日有食之、天子不挙、伐鼓於社[39]。」この「伐鼓」の救護行動も後の中国歴代王朝に継承され、ほぼ定例になる[40]。この点について、実際ベトナムも日月食の救護礼がある。『歴朝憲章類誌』巻25「礼儀誌」の「救護日月礼」條に

> 前一日齋戒、至日早、尚設司向日食方、設昊天、上帝皇帝祇二位案于府庭、設傘四把于案之左右、設香案于前、設香鼎香盒桌子于香案之左右、設上香位前正中、設拜位于香案位之前稍南、設盥洗帨巾于拜位之右、設金鼓于拜位之左右稍南、至辰見、日月有食、差官入奏、請行礼、奉皇上御出至前位立、典礼官跪奏詣拜位百官陪拜以下同、奏鞠躬拜凡四楽作、興、平身楽作、詣盥洗位、奏盥洗、奏帨巾、奏詣香案前、奏跪、捧香二員、跪進、奏三捻香、奏俯伏、興、平身、跪、内監官跪進鼓于左邊、典礼官奏擊鼓三聲御發畢金鼓齊聲応之、奏乃跪、俯伏、興、平身復拜位、鞠躬拜、凡四楽止。興、平身楽止。跪、奏礼畢金鼓再擊如初。至復圓、王上御宮中行礼。同是日、五府府僚詣府庭、奉侍文武百官詣朝元門外、行礼、各處承憲二司并行礼于本衙門、其市城諸市、并禁屠宰三日[41]。

とある。この史料によって、黎朝の場合、皇帝と鄭王前後に救護礼を行うのが礼として規定され、中国の場合と少し違い、ベトナムのやや独特な礼が見られる。

また『全書』において、前述の甲辰二年明永暦十八年清康熙三年（1664）の件についても

> 帝與王交修儆省、避宮殿、減膳徹楽、召文武臣僚商議時政得失。即撤去非額水陸巡司凡十三處。人心悦喜、自是彗漸消散矣。時諸犯人已経論罪、逃遁者多、令旨許各自首……

とあり、黎朝皇帝が「修徳」する為に、伝統的な対応方法「修儆省、避宮殿、減膳徹楽」「議時政得失」「撤非額」を行ったが、それ以外に鄭王もまた黎朝皇帝と一緒に「修徳」をし、前述の黎朝皇帝が行った行為以外、「令旨」を下し、当時の犯人を改めて審議すると決めた。丙午四年明永暦二十年清康熙五年五月甲午望「月有食之」の件にも

37）馬端臨『文献通考』巻282「象緯考五」日食條（中華書局、2011年）、7718頁。
38）趙貞「唐五代星占与帝王政治」、首都師範大学、博士論文、2004年、63、80頁。
39）楊伯峻編著『春秋左氏伝注』（中華書局、2009年）、1384頁。
40）余焜「明代官方日月食救護考論」、『安徽史学』（2019第５期）、28頁。
41）潘輝注『歴朝憲章類誌』、東洋文庫蔵 X-2-38。

令旨該勘各衙門所勘諸頌、或當受而不受、及訟人越告者、論罰有差。

とあり、直接「令旨」で「刑罰」を修める（即ち「修刑」）。明らかに鄭氏が「修刑」をし、皇帝の権力を使って、天象に反応した。後の六月の日食時、黎朝皇帝は「大赦天下季税十分之一、民心大悦。」全体から見ると、確かに黎朝皇帝は形骸化されるが、天象に関してまだ一定の政治権力を持っている。そして鄭王の場合、王と称しているが、帝王の権力を奪って天象に反応し、既に皇帝のようになっていた。ここの天象に関する行動からも、黎朝ベトナムの二元政治構造を少し管窺できるだろう。

次に注意すべきところは、ベトナムの天象言説は自国のことの反映のみではなく、「北朝」の中国をいくら無視しようとしても、意識せざるを得なかった。この点について、私は「意図的な無視と無視できない中国」と称する。

四、意図的な無視と無視できない中国

『全書』から見られるように、ベトナムは天象言説の理論を借りて、積極的に自国の独立性、「華夏化」や（中国と違う南朝としての）正統性を彰顕する。実際、この様なやり方は昔もあった。十一世紀ベトナム李朝の詩では

南国山河南帝居、截然定分在天書。如何逆虜來侵犯、汝等行看取虚敗。

とある。今までこの詩を引用してベトナムの南国意識を説明する時、大抵「帝」に注意を払う。所で筆者がここに強調したいのは、この「天書」である。先行研究の「天書」の解釈では、「ベトナムの自立性の根拠は『天書』という神秘性に求められていた」と言われる[42)]。前述のように、『全書』中で随所に天象の言説が見られる。つまりベトナムは相当天象を重視し、自分の「文明化（その時は中華化）」の度合いを彰顕したいわけである。しかし天象言説の理論をいつから重視をするのか、其れはよくわからない。この「天書」は「天に書かれた既定の秩序」ではないかと、私は考える。もしその様な意味があるなら、ベトナムの自立は最初から意図的「天象言説」の理論を用いて自分の独立性対等性を表し、その「南国意識」も最初から「天象理論」と繋がっているとも言えるだろう。この点について、もっと注意や関心を払うべきである。

天象言説はベトナムにとって、如何に有利な武器であるか、前述のように窺える。しかし深く考察したら、ベトナムの天象言説は致命的な欠点がある。

前節で甲辰二年明永暦十八年清康熙三年（1664）十一月の天象「戊子朔、日有食之。己丑、

42）吉田元夫『ベトナムの世界史』（東京大学出版会、1995年）、17頁。

彗出東南翼軫分、尾指張宿、長五丈」と黎朝皇帝や鄭王の反応を言及したが、ここでまだ一つ重要な所がある。即ち「出東南翼軫分、尾指張宿。」翼軫は「楚之分野、荊州也。」『全書』のここで「翼軫」も「荊州」を指していているが、実際後文の黎朝皇帝や鄭王「修徳」行動を見て、明らかにここの「荊州」はベトナム地域を指している。ではここの「荊州」は「交州」の地域も含まれているだろう。即ちここの「翼軫」は「荊州、交州」を指している。中国歴代史書の中で「翼軫」は「荊州、交州」を指すという記録は何処にもないが、果たして『全書』のここの理論は何処の影響をうけたのだろうか。前述のように、「熒惑」は様々な意味を持っているが、中の一つは「霍山、揚、荊、交州」を指している。これは南朝宋から交州で地理調査を行った以降形成した理論である。「荊、交州」を一つの地域として指すのもここが最初であろう。以上の推論から考えると、『全書』は「熒惑」の「主霍山、揚、荊、交州」の意味を参考し継承して、「翼軫」の「楚之分野、荊州也」という説も受けた。ところで、「熒惑」が指している地域であろうと、「翼軫」の二十八分野説であろうと、説の主体は中国であり、最初の出発点も中国である。『全書』は「荊州」を言い出す時点で、少なくとも天象言説から見て、ベトナムは中国地域分野の中に含まれているだろう。もしベトナムは中国主体の分野理論を脱却したいなら、少なくともどんな星がベトナムの何処に相応する、ベトナム独自の地域分野説を作らなければならない。さもなければ、潜在的にベトナムは相変わらず中国地域の一部として捉える、という理論的な欠点が避けられない。

もう一個の史料を見てみよう。

甲申福泰二年明崇禎十七年、夏四月太白経天。

とある。まず「太白経天」はどういう意味だろう。『漢書』巻20「天文志」では「太白経天、天下革、民更主、是為乱紀、人民流亡。」とあり、『文献通考』巻284「象緯考三」も「太白経天、天下革民更主。」とある。つまり、「太白経天」が出た時、天下（ここで天下の意味について、狭義の意味で中国として捉える方が相応しいと思う。）で革命が起こって、百姓の君主が変更する。しかしこの史料前後の内容を見る限り、少なくともベトナム域内ではそのような事件が見当たらない。

ところで、この時期中国では明清交替の間、様々な大きな事件が起った。『明史』を繙閲すると、「崇禎十七年夏四月」頃では以下の事件が発生した：

十七年春三月……丁未昧爽、内城陥。帝崩於萬歳山。
是年夏四月、我大清兵破賊於山海関。五月、入京師[43]。

43）張廷玉等『明史』巻24「本紀第二十四」（中華書局、1974年）、335頁。

とある。前述のように、『全書』の天象言説は「南朝」としてのベトナムの正統性を表す為に用いられて、その天象もベトナム皇帝、官僚、或いはベトナム域内の事件に相応するはずである。ベトナム皇帝が天象に反応し、時々「修徳」をする。今まで『全書』内の天象記録に関しても、黎朝皇帝、鄭王、黎朝官僚などが天象に対応する主体であり、中国のことは意図的に無視した。『全書』においては、ベトナム皇帝が天象の対応者である以上、中国皇帝に対応する天象がいないはずある。しかしここで見られるように、ベトナム国内では大きな革命もなく、人主、君王の変更や崛起もなかった。逆に中国の場合、この時間にあたって、崇禎帝が自殺し、清皇帝が山海關から内陸へ進出し、北京を占領した。他にも李自成など王或いは皇帝を名乗る軍事勢力が活躍し、正に「天下革、民更主、是為乱紀、人民流亡」の実写である。

『全書』の天象は主にベトナム国内の事件と関係していて、黎朝皇帝や鄭王も積極的に天象と相応する活動を行い、天人感応の図式を守っている。しかし天象だけ記録されて、相応の人事が見当たらない例もよく見られる。「太白経天」は壮大な意味を持ち、故に相応する事件を探すのも難しくない。寧ろ探しやすい。ベトナム国内では見当たらないなら、中国の場合を探せば、丁度「太白経天」に対応する事件がある。これは偶然ではないだろう。明らかに『全書』の編纂者が中国を意識している。天象理論を借りてベトナムの自立性独立性を表す為に、中国の皇帝など意図的に無視して、ベトナム皇帝などが天象の相応者に設定したが、やはりここで隙間が出て、幾らベトナムの独立性と対等性を彰顕したくても、中国を無視しようとしても、最終的には無視できない。『全書』の紀年は本国の紀年以外常に明清の年号を付けて記録し、前述の「太白経天」も中国の局勢に相応する。『全書』はベトナムの歴史書にも関わらず、「太白経天」の一件から見ると、中華中心の華夷構造は見られるだろう。何にせよ、「天下革、民更主」、ベトナム国内の革命は当然天下の革命ではないし、ベトナムの君主が交代しても「華夏世界」にとって大きな意味をもたない。更にこの天象において、ベトナムの君主は交代しておらず、革命も起こっていない。しかし中国がこの天象に相応していた。こう見ると、中国こそ天下であり、中国の皇帝が民の君主であり、中国が中心にあり、ベトナムは相変わらず周辺地域に位置づけられるという関係性が『全書』の天象記録から見られる。

おわりに

天象言説は中国特殊な天象理論であり、帝王君主もよくこの理論を借りて王朝或いは個人の正統性を彰顕する。この様な理論が徐々に周辺諸国に伝わって、特にベトナムは早くからこの理論を借りて、自国の独立性や正統性を表す。「南国山河」はその例である。そして『全書』に至って、中で天象に関する記録が随所に見られ、皇帝や官僚達、及びベトナム域内の事件も多く天象に相応する。『全書』は天象理論を用いて、中国を無視し、天象に相応する事がベトナムにあると設定した。所で、「翼軫」の記録から見られるように、ベトナムは「荊州」に相応する

分野にあり、其れは中国中心の地域分類法であり、「熒惑」の地域説から影響を受けたかもしれない。また「太白経天」に相応する事件について、ベトナム域内は見当たらない、逆に明清交替の中国に相応した。幾ら天象ーベトナムという単一な相応関係を設定しようと、彰顕しようとしても、中国の理論を借りてる以上、何の変更や調整もなく、自国化されない理論そのまま用いて、当然その理論元の主体が理論の中で横臥し、無視しようとしても無視できない。そして幾ら理論の主体になりたくても、理論を変更しなく改めて理論を改造しないと、主体にならない。つまり、華夷秩序から言うと、天象言説の理論において、中国が天象言説の主体であり、中国皇帝などこそが天象の相応者であり、中国も正統かつ正当の華夏である。逆にベトナムが天象言説の理論を借りても、ベトナムが主体である中国になれず、「次主体」或いは「次体」になる、そしてこの「次主体」の身分は理論全体を改めて大きな改造をしないと、「主体」にならない。ベトナムも「華夏」にならなく、「次華夏（小華夏）」であろうと、「南蛮」であろうと、兎に角主体の中国の「華夏」ではあるまい。

中国の天象言説において、ベトナムは辺縁にある。ベトナムの天象言説において、ベトナム自分もまた主体になれない。多方面のことから「華」が定義された。「夷」、或いは「次華夏（小華夏）」もまた多方面から規制された。政治関係、儒家思想、経済関連など以外、天象言説（相似重合の部分はあるが、儒家思想そのものではない）の理論からも、「華夷」は様々な角度から規制され既定され、簡単に破れない構造になった。

本稿をふまえて、東アジアにおける華夷秩序或いは華夷意識などの論題を考える際に、従来の視点や捉え方以外にも、何か違う角度の考え方もあるではないだろうかと、少し問題発起の役に立てれば、幸いである。